ⅱ　工事種目　電灯設備又は火災報知設備
ⅲ　上記ⅰからⅱまでは同一工事の実績であること。
b　類似工事１　下記ⅰからⅲまでの要件を満たす新築工事
ⅰ　建物規模及び用途　⑷③アＢｂⅰに同じ。
ⅱ　工事種目　電灯設備又は火災報知設備
ⅲ　上記ⅰからⅱまでは同一工事の実績であること。
c　類似工事２　下記ⅰからⅳまでの要件を満たす新築工事
ⅰ　建物規模　延べ床面積10,000㎡以上
ⅱ　階数　地上５階以上
ⅲ　工事種目　電灯設備（ただし、④イで工事種目を分割して工事を分担する場合には、分割した工事種目（電灯設備又は火災報知設備）毎の施工経験を有すること。）
ⅳ　上記ⅰからⅲまでは同一工事の実績であること。
C　アCに同じ。
D　アDに同じ。

ウ　工種　管工事
A　一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
B　平成７年以降に元請として完成・引渡しが完了した下記ａからｃまでのいずれかの要件を満たす新築の管工事を施工した経験を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。また、異工種建設共同企業体の構成員としての実績は、協定書により確認できるものに限る。ただし、事業協同組合の構成員の実績は認められない。）。
ａ　同種工事　下記ⅰからⅲまでの要件を満たす新築工事
ⅰ　建物規模及び用途　⑷③アＡａⅰに同じ。
ⅱ　工事種目　空気調和設備又は給排水設備
ⅲ　上記ⅰからⅱまでは同一工事の実績であること。
b　類似工事１　下記ⅰからⅲまでの要件を満たす新築工事
ⅰ　建物規模及び用途　⑷③アＢｂⅰに同じ。
ⅱ　工事種目　空気調和設備又は給排水設備
ⅲ　上記ⅰからⅱまでは同一工事の実績であること。
c　類似工事２　下記ⅰからⅳまでの要件を満たす新築工事
ⅰ　建物規模　延べ床面積10,000㎡以上
ⅱ　階数　地上５階以上
ⅲ　工事種目　空気調和設備（ただし、④ウで工事種目を分割して工事を分担する場合には、分割した工事種目（空気調和設備又は給排水設備）毎の施工経験を有すること。）
ⅳ　上記ⅰからⅲまでは同一工事の実績であること。
C　アCに同じ。
D　アDに同じ。

⑤　建設共同体が工事施工等業務を行う場合、当該建設共同体の構成員の数は２以上６以下とし、技術提案の提出期限の日までに本事業に係る建設共同体の属する共同企業体として競争参加資格の認定を受けていること。また、当該建設共同体が上記③及び④を満たすとともに、いずれの構成員においても上記①及び②を満たしていること。
⑥　異工種建設共同体が工事施工等業務を行う場合、当該建設共同体の構成員の数は２以上６以下とし、技術提案の提出期限の日までに本事業に係る異工種建設共同体の属する共同企業体として競争参加資格の認定を受けていること。また、当該異工種建設共同体が上記③及び④を満たすとともに、いずれの構成員においても上記①を満たし、かつ、分担する工事に該当する上記②を満たしていること。

⑸　工事監理企業の参加資格要件　応募者を構成する企業のうち工事監理業務を担当する者（以下「工事監理企業」という。）は、次の要件を満たす企業又は一の監理共同体（複数の工事監理企業が、分担業務共同実施又は分担業務分割実施により工事監理業務を担当する場合の体制をいう。以下同じ。）であること。
①　単体企業、共同実施方式又は分担実施方式の場合、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に規定する一級建築士事務所の登録を行っていること。
②　単体企業、共同実施方式又は分担実施方式の場合、設計・コンサルティング業務の一般競争参加資格のうち「建築関係設計・施工管理業務」の認定を受けていること。
③　単体企業、共同実施方式又は分担実施方式の場合、工事監理者及び工事監理業務の分担業務分野を担当する主任技術者を配置できること。ただし、工事監理者は、⑶③の設計企業で配置する管理技術者及び⑷④で配置する監理技術者又は主任技術者との兼務は認めない。分担業務分野の内容や、工事監理者及び主任技術者に求める資格等は説明書による。
④　工事監理企業が監理共同体である場合、工事監理業務について、分担業務共同実施又は分担業務分割実施のいずれかを選択し、本事業に係る監理共同体の属する共同企業体として競争参加資格の認定を受けていること。
⑤　工事監理企業が監理共同体であり、工事監理業務について分担業務共同実施を選択した場合、当該監理共同体の構成員の数は２以上とすること。また当該監理共同体は上記③を満たすとともに、いずれの構成員においても上記①及び②を満たしていること。
⑥　工事監理企業が監理共同体であり、工事監理業務について分担業務分割実施を選択した場合、当該監理共同体の構成員の数は２以上とすること。また当該監理共同体は上記③を満たすとともに、いずれの構成員においても上記①及び下記⑦を満たしていること。
⑦　監理共同体の構成員のうち、建築関係業務を含む業務を分担する者は、設計・コンサルティング業務資格のうち「建築関係設計・施工管理業務」の認定を受けていること。建築設備関係業務のみを分担する構成員は、設計・コンサルティング業務資格のうち「建築設備関係設計・施工管理業務」の認定を受けていること。土木関係業務のみを分担する構成員は、設計・コンサルティング業務資格のうち「その他コンサルティング業務」の認定を受けていること。なお、建築関係業務及び建築設備関係業務の分類の詳細は説明書による。

3　優先交渉権者を選定するための評価項目　次の評価項目について、説明書に記載する評価基準により行った評価結果に基づき、優先交渉権者を選定する。
⑴　事業方針・実施体制
⑵　事業課題に対する提案

4　手続等
⑴　担当部署　独立行政法人日本スポーツ振興センター管理部調達管財課　電話03―5410―9140　〒107―0061 東京都港区北青山二丁目８番35号
⑵　説明書の交付期間及び場所　平成27年９月１日から平成27年９月17日まで。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日は除く。９時00分から17時00分まで。⑴に同じ。
⑶　競争参加資格確認申請書の提出期限、場所及び方法　平成27年９月18日17時00分。⑴に同じ。紙により持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）。
⑷　技術提案書の提出期限、場所及び方法　平成27年11月16日12時00分。⑴に同じ。紙により持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）。

5　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約保証金　納付。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
⑶　虚偽の内容が記載されている競争参加資格確認申請書又は技術提案書は、無効とする。
⑷　手続における交渉の有無　有